

第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

2 部会の委員は、委員長が依頼する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第 6 条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。

別表（第2条関係）

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する事 2 会場地選定に関する事 3 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関する事 4 競技施設及び関連施設の基本的事項に関する事 5 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関する事 6 情報通信施設の基本的事項に関する事 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事	1 総合的な計画の推進に関する事 2 文化プログラムに関する事 3 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関する事 4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関する事 5 情報通信施設の調査、調整等に関する事 6 他の専門委員会に属さない事項に関する事（重要な事項を除く。）